

【重要】必ず「入学予定校連絡票」の回答をお願いします（下記2、裏面参照）

小学校入学のご案内

令和7年1月

1. 就学通知書について

小学校に入学する予定のお子さんがあるご家庭に、「就学通知書」をお送りしています。「就学通知書」には、住所地ごとに定められている通学区域の学校（入学指定校）が記載されています。世田谷区では「地域とともに子どもを育てる教育」を進めており、原則として「入学指定校」へ入学していただくことになります。入学にあたっては下記事項をお読みいただき、手続きをお願いいたします。

2. 【重要】入学予定校連絡票について ※必ずご回答をお願いします。

「入学予定校連絡票」は、教育委員会及び各学校において、お子さんが入学する学校を確認し、準備を進めるために回答していただく必要があります。令和7年1月31日（金）までにスマートフォン*やパソコンからオンライン手続き（右記二次元コード）でご回答をお願いします。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>⇒[教育委員会](#)⇒[学校教育](#)⇒[入学・通学](#)⇒[区立小・中学校への新入学](#)⇒[【電子申請】入学予定校連絡票の電子回答手続き](#)

※一部対応していない機種がありますのでご注意ください。

※郵送でも回答できます。オンラインでの回答が難しい場合は、郵送で回答してください。

※入学指定校の変更をご希望の方は、別紙「指定校変更の申請をお考えの方へ」をご確認ください。



3. 新1年生保護者説明会について

- 説明会の日程については、右記二次元コードよりご確認ください。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/>⇒[教育委員会](#)⇒[学校教育](#)⇒[入学・通学](#)⇒[区立小・中学校への新入学](#)⇒[新1年生保護者説明会日程表](#)
- 説明会の日時や実施方法に急な変更が生じる場合があります。必ず最新の情報を学校のホームページでもご確認くださいか、直接学校にお問い合わせください。
- 出席できない場合は直接学校にお問い合わせください。
- 受付は開始時間の20～30分前から行います。上履き（スリッパ等）及び下履き入れと筆記用具をご持参ください。
- 指定校変更を考えている方は、希望校に指定校変更を出す旨を事前に連絡の上、説明会に参加することも可能です。（許可・不許可には影響ございません。）



4. 入学式について

- 入学式の日程は、就学通知書に記載の通りですが、入学式の開催日時や方法等を変更させていただく場合があります。詳細は、直接学校にお問い合わせください。
- 入学式には「就学通知書」と上履き等をご持参ください。

5. その他

- 「就学通知書」を紛失した場合は、お近くのくみん窓口・出張所・まちづくりセンターで再発行できます。または下記担当にご連絡ください。
- 住所を偽るなど、不正な手続きにより入学した事実が判明した場合は、入学後においても転校していただく場合があります。

[お問い合わせ先](#)

世田谷区教育委員会事務局 学務課 就学係
〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27
TEL 03-5432-2683（直通）／FAX 03-5432-3067

※ 就学通知書の発送直後はお問い合わせが増え、お電話が繋がりにくいことがあります。

あらかじめご了承ください。あわせて、世田谷区ホームページ「新入学までのながれ」等もご参照ください。



(参考) 入学予定校連絡票について

※オンライン手続きで回答した場合は、本連絡票は使用しません。



←こちらから回答をお願いします。

入学予定校連絡票

	年 月 日
フリガナ	セタガヤ タロウ
児童・生徒氏名	世田谷 太郎
生 年 月 日	平成〇〇年〇月〇〇日
住 所	世田谷区世田谷4丁目21番27号
保護者氏名	世田谷 一郎
電 話	
就 学 番 号	〇〇〇

上記児童・生徒の入学予定校について、該当する項目(ア～エ)に必ず〇をつけてください。

ア. 指定校(就学通知書記載の学校)	
イ. 世田谷区外の公立学校 (学校名)	
ウ. 国立・都立・私立・その他の学校 (学校名)	
エ. 入学日までに転出・転居の予定がある方 転居(出)先() 転居(出)予定日(月 日頃)	

(見本)

「就学通知書」の保護者氏名には、住民票上の世帯主を記載しています。世帯主を保護者にするとう支障がある場合は、それ以外の保護者氏名をご記入ください。今後、教育委員会各所管よりお送りする郵送物をご記入の保護者氏名あてになります。

例) 祖父や祖母が世帯主の場合、父が世帯主だが単身赴任等で遠方にいる場合など。

電話番号は、学校に通知する番号です。連絡のとりやすい保護者の連絡先を入力してください。上記の保護者の連絡先と一致させる必要はありません。

「就学通知書」の就学番号をご記入ください。

㊦「入学指定校」に入学する場合

※入学指定校を必ずご確認ください。

㊧世田谷区に住民票を置いたまま、区外の公立学校へ入学する場合

※入学を希望する学校を管轄する市区町村教育委員会に区域外就学の申請をし、承諾を得る必要があります。

※転出に伴い、区外の学校へ就学する方は、㊦でご回答ください。

㊨国立・都立・私立学校・その他の学校へ入学する場合

※期日までに回答出来ない場合は、入学する学校が決まり次第すみやかに回答してください。学校が入学者を確定するために必要です。ご協力をお願いいたします。

※入学する学校が発行する「入学承諾(許可)書」を添付してください。発行が後日になる場合は、先に郵送でご回答いただき、「入学承諾(許可)書」を添付の上、後日オンライン手続きで再申請をお願いします。

※その他の学校とは、インターナショナルスクールやフリースクール、海外の学校等となります。海外の学校は国名のみご記入ください。その他の学校に入学される方で「入学承諾(許可)書」が発行されない場合は、入学予定校連絡票を郵送で申請してください。(オンライン手続きは「入学承諾書」等のデータ添付が必須となります。)

㊩入学日までに転出・転居の予定がある場合

※令和7年3月31日までに転居(出)届を出すことが難しい場合、指定校変更(区域外就学)の申請が必要となります。詳細は学務課就学係にお問い合わせください

転出(世田谷区外へ引っ越し場合)

- ・ 詳細な住所が確定していない場合は、市区町村名までご入力ください。市区町村名も未定の場合は、住所は「世田谷区外」とご入力ください。
- ・ 入学の手続きについては、引っ越し先の教育委員会にお問い合わせください。

転居(世田谷区内で引っ越し場合)

- ・ 住民票の転居届出の際に、新住所地での「就学通知書」をお渡しします。
- ・ 転居前であっても、早めに「転居先の通学区域の学校」へご連絡していただき、「通学区域内に転居するので入学する」旨をお伝えください。
- ・ 入学式間際(3月下旬以降)に住居の転居届を出す場合は、転居届の提出後、学校に「転居届を提出し、新しい就学通知書を受け取った」旨を電話で連絡していただきますよう、ご協力をお願いします。

